

## Tax

IssueP380 – 2023年10月11日

日本語翻訳版

## Tax Analysis

税関法令の整備：租税関係の  
法令違反行為の自主開示に関  
する規定の調整

2023年10月8日、税関総署は2023年第127号公告（以下、「127号公告」）を公布し、租税関係の法令違反行為の自主開示に関するルールを更新した。127号公告は、2023年10月11日から2025年10月10日までの期間において施行され、旧規定である「租税関係の法令違反行為の自主開示への対処に関する事項についての公告」（税関総署公告2022年第54号。以下、「54号公告」）は、127号公告の発効を以て廃止された。54号公告と比べて、127号公告は、行政処罰免除の対象となる租税関係の法令違反行為の自主開示の範囲を拡大すると同時に、自主開示の期限及び適用要件を緩和したことで、企業における生産の安定化と問題解決、及び企業の信頼感向上に寄与し、より多くの企業がメリットを享受できることが期待される。

## 政策の背景

2016年、国務院は「『中華人民共和国税関査察条例』の改正に関する決定」（中華人民共和国国務院令第670号）を公布し、正式に自主開示制度を確立した。税関総署は2019年に初めて租税関係の法令違反行為の自主開示に関する具体的な規定（税関総署公告2019年第161号）を公布したが、続いて2022年に54号公告を公布し、自主開示に対する行政処罰免除の適用要件を緩和し、自主開示に適用される滞納金減免に関する手続きを明確化し、税関による企業信用管理などの関連措置を調整した。数年にわたる実施と最適化を経て、自主開示制度は、企業による管理の規範化に対する奨励、及び企業のコンプライアンス向上への誘導において積極的な役割を果たし、税関と企業間の相互信頼・理解、ウィンウィンの達成に寄与している。

税関は以前、54号公告の改正についてパブリックコメント募集を実施したことがあり、予定されている改正内容には、自主開示制度に関する複数の重要事項の調整と明確化（特に適用対象範囲の拡大）が含まれ、業界の注目を集めた。54号公告は2023年12月31日を以て失効する予定であったが、税関が失効前に新規定を公布・実施したことは、企業の自主的なヘルスチェック・是

Authors :

**Shu Tian**

Partner

Tel : +86 10 8534 2338

E-mail : [shutian@deloitte.com.cn](mailto:shutian@deloitte.com.cn)**Dolly Zhang**

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

E-mail : [dozhang@deloitte.com.cn](mailto:dozhang@deloitte.com.cn)**Roger Chen**

Partner

Tel : +86 21 2316 6922

E-mail : [rogechen@deloitte.com.cn](mailto:rogechen@deloitte.com.cn)**Lin, Tomey Jiantao**

Director

Tel : +86 20 2831 1057

E-mail : [tomlin@deloitte.com.cn](mailto:tomlin@deloitte.com.cn)**Wang, Will Kangzhi**

Senior Manager

Tel : +86 20 2831 1157

E-mail : [willkwang@deloitte.com.cn](mailto:willkwang@deloitte.com.cn)

正、遵法と自律を奨励することでビジネス環境をさらに最適化し、貿易の質の高い発展を強化するという税関の施策方針を反映するものとなっている。

For more information, please contact :

## 政策の主な変化と分析

### (一) 行政処罰免除の適用対象となる自主開示の期限要件の緩和

旧規定 (54号公告)	新規定 (127号公告)
<p>一、輸出入に従事する企業、組織単位が租税関係の法令違反行為の自主開示を行い、且つ下記の状況のいずれかに該当する場合、行政処罰を与えない。</p> <p>(一) 租税関係の法令違反行為を発生日から6か月以内に自主的に税関に開示する場合。</p> <p>(二) 租税関係の法令違反行為を発生日から6か月以上~1年以内に自主的に税関に開示し、且つ、納付漏れ又は過少納付の税額が納付すべき税額に占める比率が30%以下であるか、納付漏れ又は過少納付の税額が100万人民币元以下である場合。</p>	<p>一、輸出入に従事する企業、組織単位が租税関係の法令違反行為の自主開示を行い、且つ下記の状況のいずれかに該当する場合、行政処罰を与えない。</p> <p>(一) 租税関係の法令違反行為を発生日から6か月以内に自主的に税関に開示する場合。</p> <p>(二) 租税関係の法令違反行為を発生日から6か月以上~2年以内に自主的に税関に開示し、且つ、納付漏れ又は過少納付の税額が納付すべき税額に占める比率が30%以下であるか、納付漏れ又は過少納付の税額が100万人民币元以下である場合。</p>

54号公告と比べて、127号公告では、行政処罰免除の適用対象となる自主開示の期限は「発生日から1年以内」から「2年以内」に緩和し、「行政処罰法」における「2年の遡及期間」に関する規定<sup>1</sup>と整合するようになっていく。パブリックコメント時の意見募集稿における18ヶ月の期限と比べて延長されており、企業にコンプライアンス管理を行うための余裕を与えている。

### (二) 行政処罰免除の適用対象となる自主開示の新規追加

127号公告では、行政処罰免除の適用対象となる自主開示の範囲に、「国の輸出税額還付管理、税関統計の正確性と監督管理秩序に影響を与える法令違反行為」の自主開示、及び「検験検疫分野の法令違反行為」の自主開示に該当する状況が複数追加された。具体的には以下の通りである。

- 「国の輸出税額還付管理に影響を与える行為」の自主開示：
  - 法令違反行為を発生日から6か月以内に自主的に税関に開示する場合。
  - 法令違反行為を発生日から6か月以上~2年以内に自主的に税関に開示し、国の輸出税額還付管理に影響を与えたが、不正な還付税額が適正な還付税額に占める比率が30%以下であるか、不正な還付税額が100万人民币元以下である場合。
- 加工貿易企業は、工程改善、非保税資材の比率の不正確な申告などにより、実際の単耗が申告された単耗より低く、それによって生じた余剰資材、半製品及び完成品が処分されていない場合、或いは加工貿易方式で再輸出された場合。
- 輸出入貨物の関連項目が未申告、あるいは申告に不実があり、税関統計の正確性に影響を与えたため、「中華人民共和国税関行政処罰实施条例」第15条第1項を適用するが、速やかに是正しており、且つ被害結果がない場合。

## Tax & Business Advisory Indirect Tax Services National Leader

Lily Li

Partner

Tel : +86 21 6141 1099

E-mail : [lilyxcli@deloitte.com.cn](mailto:lilyxcli@deloitte.com.cn)

## National Deputy Leader

Shu Tian

Partner

Tel : +86 10 8534 2338

E-mail : [shutian@deloitte.com.cn](mailto:shutian@deloitte.com.cn)

## Customs and Global Trade Services Northern China

Mu, Betty Zheng

Director

Tel : +86 10 8512 5698

E-mail : [bemu@deloitte.com.cn](mailto:bemu@deloitte.com.cn)

## Eastern China

Liqun Gao

Partner

Tel : +86 21 6141 1053

E-mail : [ligao@deloitte.com.cn](mailto:ligao@deloitte.com.cn)

## Southern China

Janet Zhang

Partner

Tel : +86 20 2831 1212

E-mail : [jazhang@deloitte.com.cn](mailto:jazhang@deloitte.com.cn)

## Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

<sup>1</sup> 「行政処罰法」、「税関行政処罰案件の処理手続きに関する規定」により、発生から2年経過した違法行為は、行政処罰の対象外となる。

- 法令違反行為が発生した月の末日 24 時まで自主的に税関に開示し、且つ統計に影響を与えた金額は総計 1,000 万人民币元以下の場合。
- 法令違反行為が発生した月の末日 24 時から 3 ヶ月以内に自主的に税関に開示し、且つ統計に影響を与えた金額は総計 500 万人民币元以下の場合。
- 「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」第 15 条第 2 項を適用する場合（即ち、輸出入貨物の関連項目が未申告、あるいは申告に不実があり、税関監督管理秩序に影響を与えた）。
- 「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」第 18 条に適用し、国の輸出入禁止類物品管理、輸出税額還付管理、国による徴税及び許可証明書管理に影響を与えない法令違反行為の場合。
- 輸出入に従事する企業、組織単位が税関検閲検疫業務の規定に違反したが、速やかに税関関連手続きを行い、且つ被害結果がない場合（127 号公告の付属文書 1 に記載された状況に準拠する）。ただし、検査類事項、及び検査類事項の内、安全・環境保全・衛生に関する事項を除く。

旧規定では、行政処罰の免除対象は「租税関係の法令違反行為の自主開示」となっているが、127 号公告では、「租税関係の法令違反行為の自主開示」から「税関法令違反行為の自主開示」に拡大している。新規定では、行政処罰免除の適用対象となる自主開示の範囲は、「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」第 15 条、第 18 条に記載されている法令違反行為のほとんど（外貨管理、許可証明書管理などを除く）をカバーしており、また、行政処罰免除の適用対象となる一部の手続上の法令違反行為の自主開示について、期限要件を設けないようにしている。また、新規定では、検査検疫事項に関する 6 種類の手続上の法令違反行為の自主開示が行政処罰免除の適用対象に組み入れられており、検査検疫事項関連の自主開示が行政処罰免除の適用対象に組み入れられたのは、今回が初めてである。行政処罰免除の適用範囲の大幅な拡大は、企業の自主開示を奨励するという税関の施策方針を反映しており、企業による自主開示制度の活用、及び自主的なコンプライアンス向上に寄与することが期待される。

### （三） 管理基準のさらなる明確化

旧規定（54 号公告）	新規定（127 号公告）
<p>二、輸出入に従事する企業、組織単位が自主的に自身の租税関係の法令違反行為を税関に書面で報告し、<b>税関の処罰を受け入れ、税関が「自主開示に該当するものとして、行政処罰の免除を適用する」と判断する場合</b>、当該輸出入企業・組織単位は規定に基づき、税関に滞納金の減免を申請することができる。規定に合致する場合、税関はその滞納金を減免する。</p> <p>三、輸出入に従事する企業・組織単位が自主開示を行い、税関から警告または 100 万人民币元以下の過料の徴収を受けた場合、税関による企業信用記録に記入しない。高級認証企業が<b>租税関係の法令違反行為</b>を自主的に開示する場合、税関の立件調査期間中に、当該企業に対して、高級認証企業向けの管理措置の適用を停止しない。</p>	<p>二、輸出入に従事する企業、組織単位が自主的に自身の租税関係の法令違反行為を税関に書面で報告し、且つ<b>速やかに更正し、税関が自主開示に該当すると判断した場合</b>、当該輸出入企業・組織単位は規定に基づき、税関に滞納金の減免を申請することができる。規定に合致する場合、税関はその滞納金を減免する。</p> <p>三、輸出入に従事する企業・組織単位が自主開示を行い、税関から警告または 100 万人民币元以下の過料の徴収を受けた場合、税関による企業信用記録に記入しない。高級認証企業が<b>税関法令違反行為</b>を自主的に開示する場合、税関の立件調査期間中に、当該企業に対して、高級認証企業向けの管理措置の適用を停止しない。<b>ただし、検査類事項の内、安全・環境保全・衛生に関する事項を除く。</b></p>

租税関係の法令違反行為について滞納金の減免を申請できるケースは、「自主開示に該当するものとして、行政処罰の免除を適用する」と税関に判断されたケースに限定されなくなっている。即ち、自主開示に該当すると税関に判断された場合、行政処罰の免除要件に該当するか否かに関わらず、滞納金の減免を申請することができる。新規定により、滞納金減免の適用範囲が拡大され、自主開示による恩恵が従来よりも増加している。

### （四） 「同一」の税関法令違反行為の再度自主開示に関する認定要件の緩和

旧規定（54 号公告）	新規定（127 号公告）
<p>四、輸出入に従事する企業或いは組織単位が同一の租税関係の法令違反行為について、再度税関に自主開示する場合は、本公告の関連規定は適用されない。</p>	<p>四、輸出入に従事する企業或いは組織単位が<b>同一の税関法令違反行為（同一の性質を有し、且つ法令の同一の条文の同項の規定に違反する行為を指す）</b>について、<b>1 年間（連続 12 カ月）以内に 2 回以上</b>税関に自主開示する場合は、本公</p>

	<p>告の関連規定は適用されない。</p> <p>「ライセンサーがライセンシーに対して、同一の貨物を対象として一回或いは複数回供与する権利許諾」に関する法令違反行為について、輸出入に従事する企業或いは組織単位が再度税関に自主開示する場合は、本公告の関連規定は適用されない。</p>
--	--

127号公告では、「同一の税関法令違反行為」は「同一の性質を有し、且つ法令の同一の条文の同項の規定に違反する行為」と定義されている。これは、「同一」の定義に対する解釈と明確化であり、これまでの実務の中で生じた懸念に対する明確な回答であり、法執行基準の統一に寄与するものである。また、127号公告では、「同一の税関法令違反行為の再度自主開示」に関する認定要件が緩和されている。54号公告では、「同一の税関法令違反行為を再度税関に自主開示する場合は、行政処罰の免除規定は適用されない」と定められた。127号公告では、前項の規定に1年間（連続12カ月）の期限が設けられ、期限満了後、企業が同一の税関法令違反行為を再度税関に自主開示する場合には、行政処罰の免除適用を再度申請できる。この措置は、企業の自主開示制度の活用意欲を高めると同時に、短期間内に同一の税関法令違反行為を繰り返し自主開示するという規定濫用に対応することで、企業の速やかな是正を奨励する政策となっており、税関の厳しく管理しつつも柔軟性のある施策方針を反映している。

留意点として、127号公告では、ロイヤリティ関係の法令違反行為の再度自主開示に関する取り扱いが明確に定められた。即ち、「同一」の貨物を対象とするロイヤリティに関する法令違反行為の再度自主開示に、127号公告の関連規定が適用されない。ただし、ロイヤリティに関する法令違反行為を再度自主開示する場合でも、以前と異なる貨物を対象とするロイヤリティに関する法令違反行為を自主開示する場合、関連要件を充足すれば、再度行政処罰免除等の優遇措置を享受できる。しかし、127号公告では、「同一の貨物」の判断基準（同一の物品を指すか、同一ロット/同種類の物品を指すか）について明確に定められておらず、実務では異なる見解が存在する可能性がある。

## アドバイス

全体的に見れば、127号公告では、行政処罰免除の適用対象となる自主開示の範囲が拡大しており、関連の期限要件と適用要件が緩和されている。特筆すべき点として、行政処罰免除の適用対象となる自主開示の範囲は「租税関係の法令違反行為」に限定されなくなっている。これは、企業における税関法令違反行為の発見と処理、内部コンプライアンス管理の強化に便利を提供するものとなっている。私どもの実務経験から見て、企業が自主開示制度を活用し、関連優遇を十分に享受するにあたって、主に以下の事項に留意することが推奨される。

### コンプライアンスレビューの定期的な実施

租税関係の法令違反行為、国の輸出税額還付管理と税関統計の正確性に影響を与える法令違反行為に関する自主開示には、行政処罰免除の適用要件として、期限が設けられており、また、場合によっては「過少納付税額又は不正還付税額の金額・比率要件」への充足も求められる。高級認証企業は、年次内部監査を十分に活用し、企業の輸出入活動に対してコンプライアンスレビューを行うことで問題の早期発見に務めると同時に、自主開示制度の活用を通じてコンプライアンス向上を図ることが推奨される。高級認証企業以外の企業は毎年、税関業務のコンプライアンスレビューを定期的に展開することで問題の早期発見に寄与し、自主開示のための時間的余裕を確保すると同時に、関連制度への理解を深め、コンプライアンスを前提とする内部統制体制を整備することが推奨される。また、自主開示制度の規定により、企業が同一の税関法令違反行為に対して自主開示を行い、行政処罰の免除を申請できるのは1年間以内に1回が限度となっている。そのため、企業が税関法令違反行為を発見した場合、速やかに自主開示を行うほか、同種類の経営活動に対してコンプライアンスレビューを行い、速やかに是正することで、短期間内の同一の税関法令違反行為の繰り返し発生及び行政処罰免除の適用不可を避けることが推奨される。

### 自主開示による恩恵の積極的な追求

企業が業務上のコンプライアンス問題を発見した後、法令違反行為の性質、自主開示による行政処罰免除の適用要件への適合性、リスク度合い、自主開示による影響などについて分析する必要がある。自主開示による各種優遇政策を適用できる場合、行政処罰の免除など自主開示による恩恵を積極的に求めることが推奨される。内容が複雑である税関法令違反行為については、判断材料として税関の実務に関する情報を取得し、必要に応じて専門機関に協力を求めることが推奨される。

## 内部統制体制の科学的な整備

行政処罰免除の対象となる法令違反行為の自主開示の範囲が拡大したが、企業は引き続きコンプライアンスリスクに留意する必要がある。企業は、能動的なコンプライアンス体制を構築し、内部統制制度とプロセスを整備することで、コンプライアンス管理の継続的改善とコンプライアンスリスクの軽減を図ることが推奨される。AEO 高級認証企業は、サプライチェーン一貫の輸出入内部統制体制を構築し、特に関税分類、関税評価、原産地、ロイヤリティ、特殊な関係及び価格への影響の確認、優遇貿易協定等の租税関係要素の判断と申告など法令の適用や複雑な規則の運用が求められる専門性の高い分野で、重要なノードにおけるコントロールと制度の整備を通じて、コンプライアンスリスクを軽減する必要がある。また、127号公告の自主開示による行政処罰免除の適用対象となる一部の検査検疫業務に関する規定、及び関連の除外規定を踏まえて、検査検疫業務に従事する企業は、相応の内部統制体制の構築と整備を強化することが推奨される。また、業務内容が複雑である企業は、リスクコントロールの手段として、ITシステムの運用を通じてコンプライアンス上の問題の防止と適時な発見を図ることが推奨される。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

#### China

##### Victor Li

Tax Managing Partner  
Tel : +86 755 3353 8113  
Fax : +86 755 8246 3222  
E-mail : [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

#### Northern China

##### Xiaoli Huang

Partner  
Tel : +86 10 8520 7707  
Fax : +86 10 6508 8781  
E-mail : [xiaolihuang@deloitte.com.cn](mailto:xiaolihuang@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

##### Maria Liang

Partner  
Tel : +86 21 6141 1059  
Fax : +86 21 6335 0003  
E-mail : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### Southern China

##### Jennifer Zhang

Partner  
Tel : +86 20 2885 8608  
Fax : +86 20 3888 0115  
E-mail : [jenzhang@deloitte.com.cn](mailto:jenzhang@deloitte.com.cn)

#### Western China

##### Frank Tang

Partner  
Tel : +86 23 8823 1208  
Fax : +86 23 8857 0978  
E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### China National Tax Technical Centre

E-mail : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### Northern China

##### Julie Zhang

China National Tax Technical Centre  
Partner  
Tel : +86 10 8520 7511  
Fax : +86 10 6508 8781  
E-mail : [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

##### Kevin Zhu

Partner  
Tel : +86 21 6141 1262  
Fax : +86 21 6335 0003  
E-mail : [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

#### Western China

##### Tony Zhang

Partner  
Tel : +86 28 6789 8008  
Fax : +86 28 6317 3500  
E-mail : [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### Southern China (Mainland)

##### German Cheung

Director  
Tel : +86 20 2831 1369  
Fax : +86 20 3888 0115  
E-mail : [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

#### Southern China (Hong Kong)

##### Chik, Doris Wai Chi

Partner  
Tel : +852 2852 6608  
Fax : +852 2543 4647  
E-mail : [dchik@deloitte.com.hk](mailto:dchik@deloitte.com.hk)

#### JSG Tax team

##### 華北地区

北京  
浦野 卓矢  
Partner  
Tel : +86 10 8512 5524  
Email : [turano@deloitte.com.cn](mailto:turano@deloitte.com.cn)

##### 華東地区

上海  
板谷 圭一  
Partner  
Tel : +86 21 6141 1368  
Email : [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

##### 華東地区

上海  
中野 隆正  
Senior Manager  
Tel : +86 21 3313 8800  
Email : [tnakano@deloitte.com.cn](mailto:tnakano@deloitte.com.cn)

##### 華南地区

廣州  
左 迪  
Partner  
Tel : +86 20 2831 1309  
Email : [ezuo@deloitte.com.cn](mailto:ezuo@deloitte.com.cn)

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at [cimchina@deloitte.com.hk](mailto:cimchina@deloitte.com.hk)

## デロイトについて

Deloitte China (デロイト中国) は、中国の改革開放と経済発展に貢献するリーディングカンパニーとなることを長期的なコミットメントとし、統合的なプロフェッショナルサービスを提供しています。デロイト中国は、中国のパートナーによって所有され、グローバルにつながりながら、ローカルに深く根ざした現地会社です。中国の 30 都市において 2 万人以上のプロフェッショナルを擁し、世界トップレベルの監査・保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、ビジネスアドバイザー、税務サービスをワンストップでお客様に提供しています。

デロイト中国は、誠実さをもってサービスを提供し、品質を維持し、革新に努めています。プロフェッショナルとしての卓越性、業界を超えた洞察力、インテリジェントなテクノロジーソリューションにより、様々な分野のクライアントやパートナーが機会を捉え、課題に取り組み、世界レベルの高品質な開発目標達成を支援します。

Deloitte (デロイト) ブランドは 1845 年に誕生し、1978 年から使用する中国語名「德勤」は誠実さ、勤勉さ、卓越性を表しています。デロイトのメンバーファームのプロフェッショナルネットワークは、現在 150 以上の国や地域に広がっています。Deloitte (デロイト) は、「To make an impact that matters」という企業ミッションのもと、資本市場に対する社会の信頼を高め、顧客の変革と成功を支援し、人材を受け入れるために未来を迎える力を生かし、より強い経済、より公平な社会、持続可能な世界の実現に向けた道を切り拓いていきます。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数指します。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市にてサービスを提供しています。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、バンガロール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソール、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をと